

令和3年第5回南島原市教育委員会定例会

日時 令和3年5月26日(水) 午後2時
場所 南有馬庁舎 3階中会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第24号 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議案第26号 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第27号 南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第28号 南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第29号 南島原市小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第30号 南島原市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第31号 南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第32号 南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第33号 南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 南島原市学校給食献立委員会設置要領について
- (3) 令和3年度南島原市一般会計補正予算(第3号)について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第7 閉会

令和3年第5回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和3年4月の諸会議並びに諸行事

27日(火) 14:00 令和3年第4回教育委員会定例会(南有馬庁舎)

28日(水) 9:30 南島原市校長会総会(コレジヨホール)

○令和3年5月の諸会議並びに諸行事

7日(金) 8:00 東京2020オリンピック聖火リレー出発式(西有家庁舎)

10日(月) 10:30 令和3年度第1回南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会(南有馬庁舎)

11日(火) 9:30 南島原市教頭会総会及び第1回研修会(コレジヨホール)

14日(金) 15:15 長崎県の施策に関する要望・提案についての項目選定会議(西有家庁舎)

15日(土) 10:00 第39回島原半島文化賞授賞式(島原市)

17日(月) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)

18日(火) 14:00 県市町教育委員会合同研修会(Web会議)

24日(月) 9:00 校長当初面談(南有馬庁舎)

議案第 24 号

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の学校運営協議会の設置に伴い学校運営協議会委員の報酬を規定する必要があるため、所要の改正を行うもの。

令和 3 年 5 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南島原市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額	2,000
-----------	----	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	区分	報酬額 (円)	職名	区分	報酬額 (円)
(略)			(略)		
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員	日額	6,000	有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員	日額	6,000
学校運営協議会委員	日額	2,000			
保健衛生医	日額	18,000	保健衛生医	日額	18,000
(略)			(略)		

○南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成18年3月31日条例第30号

改正

平成18年3月31日条例第188号
平成18年7月24日条例第196号
平成18年8月1日条例第205号
平成18年9月29日条例第209号
平成19年3月26日条例第9号
平成19年6月26日条例第29号
平成19年12月25日条例第44号
平成20年3月25日条例第10号
平成20年9月18日条例第26号
平成21年3月24日条例第8号
平成21年7月1日条例第22号
平成22年12月20日条例第34号
平成23年10月3日条例第11号
平成23年12月26日条例第14号
平成24年3月21日条例第2号
平成25年3月26日条例第13号
平成25年6月28日条例第32号
平成26年3月25日条例第4号
平成27年3月24日条例第7号
平成27年12月21日条例第25号
平成27年12月21日条例第30号
平成28年3月23日条例第17号
平成28年10月7日条例第40号
平成28年12月26日条例第48号
平成29年3月23日条例第11号
平成29年10月11日条例第21号
平成29年12月22日条例第23号
平成30年3月22日条例第18号
平成31年3月28日条例第5号
令和元年7月4日条例第1号
令和2年3月25日条例第8号

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する市の職員で非常勤のもの（別に定めるものを除く。以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤特別職の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 非常勤特別職が公務のため旅行したときは、費用弁償として、南島原市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第39号）の規定を準用して旅費を支給する。この場合における旅費の額は、副市長及び教育長の旅費相当額とする。

(報酬の支給)

第4条 報酬の支給は、次の各号に定める日までに支給する。ただし、離職又は死亡の場合は、その都度支給する。

- (1) 報酬が年額で定められているもの 3月
- (2) 報酬が月額で定められているもの 毎月その月分を翌月10日
- (3) 報酬が日額で定められているもの 翌月10日
- (4) 前各号により難しい場合においては、別に市長が定める。

(支給方法)

第5条 年額又は月額により支給される報酬は、任命、選任又は選挙された日から、任期満了、辞任、失職又は死亡によりその職を離れた日までを、当該月の実日数を基礎とした日割計算（この場合1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）により支給する。

2 日額により支給される報酬は、執務日数に応じその日額を支給する。

3 1回を単位として支給される報酬は、1選挙及び1選挙会又は1投票ごとに支給する。ただし、2種以上同時に選挙を行うときはこれを1回とみなす。

4 前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日に就職した非常勤特別職の職員については、別に定める場合を除き、第5条第1項の規定にかかわらず、同月又は同日分の報酬は支給しないものとする。

附 則 (平成18年3月31日条例第188号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月24日条例第196号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年8月1日条例第205号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第209号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月26日条例第29号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に景観審議会委員の項を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月3日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度までに任用された外国語指導助手及び国際交流員で平成24年度以降引き続き任用されるものの報酬については、改正後の別表の規定にかかわらず、月額300,000円とし、所得税等が賦課される場合は、その額を加算した額とする。

附 則 (平成25年3月26日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表に健康づくり推進員の項を加える改正規定は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第25号)

この条例は、平成28年1月4日から施行する。ただし、別表の改正規定（「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月7日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の別表の規定は適用せず、改正前の別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月23日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月11日条例第21号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第23号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月4日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙から適用する。

附 則（令和2年3月25日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表備考第1項の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

別表（第2条関係）

職名		区分	報酬額（円）
教育委員会委員		月額	34,800
選挙管理委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
農業委員会	会長	月額	43,500
	会長代理		36,500

	委員		34,800
農地利用最適化推進委員		月額	30,600
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額	130,000
	議会の議員のうちから選任された者		52,000
選挙長		1回	10,800
投票所の投票管理者			12,800
期日前投票所の投票管理者			11,300
開票管理者			10,800
投票所の投票立会人			10,900
期日前投票所の投票立会人			9,600
開票立会人			8,900
選挙立会人			8,900
国民健康保険運営協議会委員		日額	6,000
民生委員推薦会委員		日額	6,000
子ども・子育て会議委員		日額	6,000
いじめ問題再調査委員会委員		日額	6,000
総合計画審議会委員		日額	6,000
都市計画審議会委員、臨時委員及び専門委員		日額	6,000

景観審議会委員		日額	6,000
空家等対策協議会委員		日額	6,000
社会教育委員		日額	6,000
公民館運営審議会委員		日額	6,000
文化財保護審議会委員及び臨時委員		日額	6,000
史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員及び特別委員		日額	6,000
世界遺産影響評価委員会委員		日額	6,000
スポーツ推進委員		年額	40,000
防災会議委員及び専門委員		日額	6,000
国民保護協議会委員及び専門委員		日額	6,000
図書館協議会委員		日額	6,000
情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000
個人情報保護審議会委員		日額	6,000
個人情報保護審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000
障害支援区分認定審査会委員	医師	日額	18,300
	その他		15,000
指定管理者選定委員会委員		日額	6,000
特別職報酬等審議会委員		日額	6,000
政治倫理審査会委員		日額	6,000
行政改革推進委員会委員		日額	6,000
入札監視委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000

プロポーザル審査委員会委員		日額	6,000
交通安全対策協議会委員		日額	6,000
奨学資金貸付審議会委員		日額	6,000
教育支援委員会委員		日額	6,000
健康づくり推進協議会委員		日額	6,000
環境問題対策審議会委員		日額	6,000
地下水保全審議会委員		日額	6,000
モーテル類似施設審議会委員		日額	6,000
学校給食運営審議会委員		日額	6,000
鳥獣被害対策実施隊員		日額	6,000
上下水道料金等審議会委員		日額	6,000
水道施設整備事業評価委員会委員		日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員		日額	6,000
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員		日額	6,000
学校運営協議会委員		日額	2,000
保健衛生医		日額	18,000
福祉事務所属託医	一般	月額	46,800
	精神		15,000
老人ホーム入所判定会委員		日額	10,500
保育所属託医	内科	年額	120,000
	歯科		60,000
産業医		月額	50,000
過重労働相談医		年額	30,000
学校医		年額	200,000

学校歯科医	年額	200,000
学校薬剤師	年額	46,500
附属機関の構成員及びその他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	
備考 1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬については、時間割計算により支給することができる。 2 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬については、農地等の利用の最適化の推進のための活動に係るものとして、予算の範囲内で市長が定める額を、加算して支給することができる。		

議案第 25 号

南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市立深江学校給食センター、南島原市立布津学校給食センター、南島原市立有家学校給食センター、南島原市立西有家学校給食センター、南島原市立北有馬学校給食センター及び南島原市立口之津学校給食センターを令和3年8月31日をもって廃止し、南島原市学校給食センターとして令和3年9月1日に設置するため、所要の改正を行うもの。

令和3年5月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

南島原市立学校給食センター条例（平成18年南島原市条例第73号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市学校給食センター条例

第1条中「南島原市立学校給食センター」を「南島原市学校給食センター」に改める。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 南島原市学校給食センター
- (2) 位置 南島原市西有家町龍石795番地4

第4条中「給食センターごとに」を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧														
<p style="text-align: center;"><u>南島原市学校給食センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づき学校給食を実施するため、<u>南島原市学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>南島原市学校給食センター</u></p> <p>(2) 位置 <u>南島原市西有家町龍石795番地4</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>南島原市立学校給食センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づき学校給食を実施するため、<u>南島原市立学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南島原市立深江学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">南島原市深江町丁7630番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南島原市立布津学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">南島原市布津町甲1775番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南島原市立有家学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">南島原市有家町尾上3025の2番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南島原市立西有家学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">南島原市西有家町須川55番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南島原市立北有家馬学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">南島原市北有家馬町己657番地1外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南島原市立口之津学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">南島原市口之津町丁4455番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁7630番地2	南島原市立布津学校給食センター	南島原市布津町甲1775番地1	南島原市立有家学校給食センター	南島原市有家町尾上3025の2番地	南島原市立西有家学校給食センター	南島原市西有家町須川55番地	南島原市立北有家馬学校給食センター	南島原市北有家馬町己657番地1外	南島原市立口之津学校給食センター	南島原市口之津町丁4455番地3
名称	位置														
南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁7630番地2														
南島原市立布津学校給食センター	南島原市布津町甲1775番地1														
南島原市立有家学校給食センター	南島原市有家町尾上3025の2番地														
南島原市立西有家学校給食センター	南島原市西有家町須川55番地														
南島原市立北有家馬学校給食センター	南島原市北有家馬町己657番地1外														
南島原市立口之津学校給食センター	南島原市口之津町丁4455番地3														

<p>(運営審議会) 第4条 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営審議会を置くことができる。</p>	<p>(運営審議会) 第4条 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、<u>給食センター</u> <u>ごとに学校給食運営審議会を置くことができる。</u></p>
--	--

○南島原市立学校給食センター条例

平成18年3月31日条例第73号

南島原市学校給食センター条例

(設置)

第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食を実施するため、南島原市学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南島原市学校給食センター
- (2) 位置 南島原市西有家町龍石795番地4

(職員)

第3条 給食センターに必要な職員を置くことができる。

(運営審議会)

第4条 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営審議会を置くことができる。

(管理の委託)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、給食センターの管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町立学校給食共同調理所設置及び管理に関する条例(昭和48年深江町条例第1号)、布津町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例(平成4年布津町条例第21号)、有家町立学校給食共同調理場設置に関する条例(平成4年有家町条例第1号)、西有家町学校給食共同調理場設置に関する条例(平成3年西有家町条例第6号)、北有馬町立学校給食センター設置及び管理運営に関する条例(平成9年北有馬町条例第1号)又は口之津町立学校給食センターの設置及び管理等に関する条例(平成16年口之津町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第26号

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市多目的運動広場の供用開始に伴い、所要の改正を行うもの。

令和3年5月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例

南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1 南島原市南有馬運動公園の項の次に次のように加える。

南島原市多目的運動広場	人工芝グラウンド	南島原市南有馬町丁508番地
	芝生広場	
	屋内交流広場	
	多目的交流室	

別表第2 中

「

南島原市深江運動場	(1) 12/29～翌年1/3	8:30～22:00
南島原市布津グラウンド		

」

を

「

南島原市深江運動場	(1) 12/29～翌年1/3	8:30～22:00
南島原市布津グラウンド		
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド		
南島原市多目的運動広場芝生広場		
南島原市多目的運動広場屋内交流広場		

南島原市多目的運動広場多目的交流室		
-------------------	--	--

に改める。

別表第3の1 グラウンドの表に次のように加える。

南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド	全面 1時間	一般	一般 3,600円
		1,600円	
	半面 1時間	高校生以下	高校生以下 2,800円
		800円	
	半面 1時間	一般	一般 1,800円
		800円	
		高校生以下	高校生以下 1,400円
		400円	

別表第3の10 その他の施設の表中

南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間 (照明利用時) 1,000円
----------------------	--------	------------------------------------

を

南島原市有家総合運動公園 多目的芝生 広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間(照明利用 時) 1,000円
南島原市多目的運動広場 芝生広場	全面 1時間	一般 800円
		高校生以下 400円
南島原市多目的運動広場 屋内交流広場	全面 1時間	200円
南島原市多目的運動広場 多目的交流室	1時間	300円

に改め、同表の備考に次のように加える。

- 6 南島原市多目的運動広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の
宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、この表の額の5倍の額
とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る使用の許可、指定管理者の指定に関し必要
な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

南島原市多目的運動広場屋内交流広場		
南島原市多目的運動広場多目的交流室		
南島原市有家総合運動公園グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬運動公園グラウンド		
(略)		

別表第3 (第10条、第18条関係)

1 グラウンド

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド	全面 1時間	一般 1,600円	一般 3,600円
		高校生以下 800円	高校生以下 2,800円
	半面 1時間	一般 800円	一般 1,800円

南島原市有家総合運動公園グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬運動公園グラウンド		
(略)		

別表第3 (第10条、第18条関係)

1 グラウンド

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
(略)			

	高校生以下 400円	高校生以下 1,400円
--	---------------	-----------------

10 その他の施設

名称	単位	金額
(略)		
南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間 (照明利用時) 1,000円
南島原市多目的運動広場 芝生広場	全面 1時間	一般 800円
		高校生以下 400円
南島原市多目的運動広場 屋内交流広場	全面 1時間	200円
南島原市多目的運動広場 多目的交流室	1時間	300円
(略)		

備考

1～5 (略)

6 南島原市多目的運動広場を入場料を徴収して利用する場合 (営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。) は、この表の額の5倍の額とする。

10 その他の施設

名称	単位	金額
(略)		
南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間 (照明利用時) 1,000円
(略)		

備考

1～5 (略)

改正

平成18年7月24日条例第198号
平成22年10月1日条例第29号
平成26年3月25日条例第9号
平成27年3月24日条例第12号
平成28年3月23日条例第33号
平成30年3月22日条例第17号
令和2年7月13日条例第50号

南島原市社会体育施設条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進と相互のふれあいを深めるとともに、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資するため、南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 体育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民の健康増進及び生活文化の向上に関する施設及び設備の提供
- (2) その他目的達成に必要な事業

(休業日及び利用時間)

第5条 体育施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利又は特定の営利事業を援助することを目的とするとき。
- (3) 建造物及びその附属物を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他体育施設の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設を利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、使用料として、別表第3に定める額を納付しなければならない。

2 教育委員会が、特別な事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の免除)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、体育施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の許可の取消し又は中止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により体育施設を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第15条 体育施設においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に許可したときはこの限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条第1項の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (3) 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 体育施設の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第18条 第10条第1項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、体育施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、体育施設を利用する前に納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを体育施設を利用した後に納めることができる。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 利用料金の額は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

（利用料金の減免）

第19条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例（昭和58年深江町条例第13号）、深江町船津トレーニング場の設置及び管理使用に関する条例（平成6年深江町条例第9号）、深江町町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第1号）、深江町柔剣道場の設置及び管理に関する条例（平成2年深江町条例第3号）、深江町弓道場、相撲場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第22号）、深江町小・中学校体育施設の管理使用に関する条例（昭和58年深江町条例第14号）、深江町瀬野運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成11年深江町条例第4号）、深江町須ノ崎運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成11年深江町条例第5号）、深江町みどりが丘運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成12年深江町条例第29号）、深江町小林第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成12年深江町条例第30号）、深江

町小林第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成13年深江町条例第17号）、深江町小林第三運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成13年深江町条例第18号）、深江町馬場第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成14年深江町条例第2号）、深江町瀬野第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成15年深江町条例第16号）、照明施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年布津町条例第16号）、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和55年布津町条例第3号）、布津町テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成10年布津町条例第12号）、布津町ふるさと道場の設置及び管理に関する条例（平成4年布津町条例第2号）、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和55年布津町条例第3号）、有家町体育施設設置条例（昭和56年有家町条例第5号）、有家町体育施設の管理使用に関する条例（昭和56年有家町条例第6号）、西有家町体育施設の管理に関する条例（昭和57年西有家町条例第6号）、西有家町B&G海洋センターの管理に関する条例（昭和57年西有家町条例第5号）、西有家町見岳地区社会体育用プール設置条例（昭和60年西有家町条例第22号）、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例（平成17年北有馬町条例第6号）、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例（平成6年北有馬町条例第7号）、北有馬町公の施設使用料条例（昭和52年北有馬町条例第2号）、南有馬町運動公園の設置及び管理に関する条例（平成3年南有馬町条例第16号）、南有馬町武道館の設置及び管理に関する条例（平成15年南有馬町条例第8号）、南有馬町民プールの設置及び管理に関する条例（昭和58年南有馬町条例第6号）、南有馬町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年南有馬町条例第19号）、口之津町体育施設の設置に関する条例（昭和55年口之津町条例第12号）、口之津町体育施設の管理使用に関する条例（昭和53年口之津町条例第17号）、口之津町民プールの設置及び管理に関する条例（昭和63年口之津町条例第1号）、加津佐町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年加津佐町条例第18号）、加津佐町民グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和59年加津佐町条例第7号）、夜間照明施設の設置及び管理に関する条例（昭和53年加津佐町条例第15号）、加津佐町弓道場の設置及び管理に関する条例（平成10年加津佐町条例第9号）又は加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例（平成15年加津佐町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月24日条例第198号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成23年4月1日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則（平成26年3月25日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第33号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月13日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称		位置
南島原市深江運動場		南島原市深江町戊3987番地76
南島原市深江体育館		南島原市深江町丁3516番地
南島原市深江船津トレーニング場		南島原市深江町丙419番地7
南島原市深江柔剣道場		南島原市深江町丁3061番地
南島原市深江弓道場		南島原市深江町丁3056番地
南島原市深江相撲道場		南島原市深江町丁3142番地
南島原市深江みどりが丘運動広場		南島原市深江町丁7659番地4
南島原市深江小林第一運動広場		南島原市深江町乙1047番地
南島原市深江小林第三運動広場		南島原市深江町乙1473番地5
南島原市深江須ノ崎運動広場		南島原市深江町丙453番地2
南島原市深江瀬野運動広場		南島原市深江町丁4761番地1
南島原市深江瀬野第二運動広場		南島原市深江町丁5312番地
南島原市深江馬場第一運動広場		南島原市深江町丙1000番地
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市布津グラウンド		南島原市布津町丙4620番地85
南島原市布津テニスコート		南島原市布津町乙1345番地
南島原市布津第一体育館		南島原市布津町甲400番地
南島原市布津第二体育館		南島原市布津町丙825番地1
南島原市布津ふるさと道場	道場	南島原市布津町乙1663番地1
	相撲場	
南島原市布津中央地区運動広場		南島原市布津町乙990番地1

南島原市布津南部地区運動広場		南島原市布津町甲1151番地
南島原市布津北部地区運動広場		南島原市布津町丙1748番地 1
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町乙1653番地
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町丙2365番地
南島原市有家総合運動公園	グラウンド	南島原市有家町小川957番地
	テニスコート	
	ゲートボール場	
	ふれあい広場	
	多目的芝生広場	
南島原市有家柔剣道場		南島原市有家町山川344番地
南島原市有家弓道場		南島原市有家町山川1200番地
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市有家町山川344番地
南島原市西有家慈恩寺体育館		南島原市西有家町慈恩寺1366番地 1
南島原市西有家見岳体育館		南島原市西有家町見岳1120番地 1
南島原市西有家長野体育館		南島原市西有家町長野1832番地 1
南島原市西有家B & G海洋センター	体育館	南島原市西有家町龍石788番地97
	プール	
南島原市西有家弓道場		南島原市西有家町須川78番地
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市北有馬ふれあい交流広場	グラウンド	南島原市北有馬町丙3701番地
	テニスコート	
	イベント広場	

	草スキー場	
	わんぱく広場	
南島原市北有馬田平体育館		南島原市北有馬町戊2030番地 1
南島原市北有馬坂下体育館		南島原市北有馬町乙496番地
南島原市北有馬坂下地区運動広場		南島原市北有馬町乙239番地 1
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市北有馬町丁62番地 1
南島原市南有馬運動公園	グラウンド	南島原市南有馬町乙2165番地
	テニスコート	南島原市南有馬町乙2160番地
	プール	南島原市南有馬町乙2207番地
南島原市多目的運動広場	人工芝グラウンド	南島原市南有馬町丁508番地
	芝生広場	
	屋内交流広場	
	多目的交流室	
南島原市南有馬体育館		南島原市南有馬町乙1361番地
南島原市南有馬吉川体育館		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬白木野体育館		南島原市南有馬町丙1779番地 4
南島原市南有馬古園体育館		南島原市南有馬町己234番地 1
南島原市南有馬梅谷体育館		南島原市南有馬町己2871番地 2
南島原市南有馬武道館		南島原市南有馬町乙1360番地
南島原市南有馬ゲートボール場		南島原市南有馬町乙469番地
南島原市南有馬吉川地区運動広場		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬白木野地区運動広場		南島原市南有馬町丙1795番地
南島原市南有馬梅谷地区運動広場		南島原市南有馬町己2854番地 3
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市南有馬町乙856番地 5

南島原市口之津体育館	南島原市口之津町丙2093番地 1	
南島原市口之津第一体育館	南島原市口之津町甲2061番地 1	
南島原市口之津第二体育館	南島原市口之津町丁4073番地	
南島原市口之津第三体育館	南島原市口之津町乙2240番地	
南島原市口之津プール	南島原市口之津町丙2104番地 1	
南島原市口之津相撲場	南島原市口之津町丙2104番地 1	
南島原市口之津簡易テニスコート	南島原市口之津町丙2104番地 1	
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市口之津町丙3476番地	
南島原市口之津運動広場	南島原市口之津町丁5611番地 1	
南島原市加津佐グラウンド	南島原市加津佐町丁 1 番地 1	
南島原市加津佐テニスコート	南島原市加津佐町丁29番地 1	
南島原市加津佐宮原体育館	南島原市加津佐町丁1314番地	
南島原市加津佐津波見体育館	南島原市加津佐町甲2131番地	
南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地	
南島原市加津佐B & G海洋センター	体育館	南島原市加津佐町丁 1 番地 1
	プール	
	武道館	
南島原市加津佐弓道場	南島原市加津佐町丁29番地 1	
南島原市加津佐ゲートボール場	南島原市加津佐町前浜	
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市加津佐町己3318番地	

別表第 2 (第 5 条関係)

名称	休業日	利用時間
南島原市深江運動場		
南島原市布津グラウンド		

南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3	8:30～22:00
南島原市多目的運動広場芝生広場		
南島原市多目的運動広場屋内交流広場		
南島原市多目的運動広場多目的交流室		
南島原市有家総合運動公園グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬運動公園グラウンド		
南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9:00～22:00
南島原市加津佐グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設	(1) 12/29～翌年1/3	18:00～22:00
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		

南島原市西有家中学校テニスコート 夜間照明施設		
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間 照明施設		
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜 間照明施設		
南島原市口之津中学校屋外運動場夜 間照明施設		
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜 間照明施設		
南島原市布津テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	8:30～22:00
南島原市有家総合運動公園テニスコ ート	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬運動公園テニスコ ート		
南島原市北有馬ふれあい交流広場テ ニスコート	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9:00～22:00
南島原市加津佐テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市口之津簡易テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	—
南島原市深江体育館		
南島原市深江船津トレーニング場		
南島原市布津第一体育館		

南島原市布津第二体育館
南島原市西有家慈恩寺体育館
南島原市西有家見岳体育館
南島原市西有家長野体育館
南島原市北有馬田平体育館
南島原市北有馬坂下体育館
南島原市南有馬体育館
南島原市南有馬吉川体育館
南島原市南有馬白木野体育館
南島原市南有馬古園体育館
南島原市南有馬梅谷体育館
南島原市口之津体育館
南島原市口之津第一体育館
南島原市口之津第二体育館
南島原市口之津第三体育館
南島原市加津佐津波見体育館

(1) 12/29～翌年1/3

9:00～22:00

南島原市加津佐山口体育館		
南島原市西有家B&G海洋センター 体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市加津佐宮原体育館	(2) 毎週月曜日	
南島原市加津佐B&G海洋センター 体育館	(3) 祝日の翌日	
南島原市西有家B&G海洋センター プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～17:00
南島原市南有馬運動公園プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日	10:00～20:00
南島原市口之津プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日	10:00～12:00 12:30～14:30 15:00～17:00
南島原市加津佐B&G海洋センター プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市深江柔剣道場		9:00～22:00
南島原市有家柔剣道場	(1) 12/29～翌年1/3	
南島原市南有馬武道館		

南島原市布津ふるさと道場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日	13:00～22:00
南島原市加津佐B&G海洋センター 武道館	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市深江弓道場	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市有家弓道場		
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市布津ふるさと道場相撲場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日	13:00～22:00
南島原市深江相撲道場	無休	—
南島原市口之津相撲場		
南島原市深江みどりが丘運動広場		
南島原市深江小林第一運動広場		
南島原市深江小林第三運動広場		
南島原市深江須ノ崎運動広場		

南島原市深江瀬野運動広場			
南島原市深江瀬野第二運動広場			
南島原市深江馬場第一運動広場			
南島原市布津中央地区運動広場	無休	—	
南島原市布津南部地区運動広場			
南島原市布津北部地区運動広場			
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場			
南島原市北有馬坂下地区運動広場			
南島原市南有馬ゲートボール場			
南島原市南有馬吉川地区運動広場			
南島原市南有馬白木野地区運動広場			
南島原市南有馬梅谷地区運動広場			
南島原市口之津運動広場			
南島原市加津佐ゲートボール場			
南島原市有家総合運動公園ふれあい広場			
南島原市有家総合運動公園多目的芝		無休	9 : 00~22 : 00

生広場		
南島原市北有馬ふれあい交流広場イベント広場	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市北有馬ふれあい交流広場草スキー場	(2) 毎週火曜日	
南島原市北有馬ふれあい交流広場わんぱく広場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9:00～17:00

別表第3 (第10条、第18条関係)

1 グラウンド

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
南島原市深江運動場 南島原市布津グラウンド 南島原市有家総合運動公園グラウンド 南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド 南島原市南有馬運動公園グラウンド 南島原市加津佐グラウンド	ソフトボールコート 1面 1時間	100円	1,000円 (加津佐グラウンドで照明設備を、2灯のみ利用する場合は、500円)
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド	全面 1時間	一般 1,600円	一般 3,600円
		高校生以下 800円	高校生以下 2,800円
	半面 1時間	一般 800円	一般 1,800円

		高校生 以下 400円	高校生以下 1,400円
--	--	-------------------	--------------

2 夜間照明施設

名称	単位	金額
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	ソフトボールコート 1面 1時間	1,000円
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設 南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設	1面 1時間	300円

3 テニスコート

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
南島原市布津テニスコート 南島原市有家総合運動公園テニスコート 南島原市北有馬ふれあい交流広場テニスコート 南島原市南有馬運動公園テニスコート 南島原市加津佐テニスコート	1面 1時間	100円	300円

南島原市加津佐テニスコート（壁打ちコート）			
南島原市口之津簡易テニスコート	1面 1時間	無料	—

4 体育館

名称	単位	金額
南島原市深江体育館（1階アリーナ） 南島原市南有馬体育館（1階アリーナ）	1／3面（バレーボールコート1面） 1時間	200円
南島原市西有家B&G海洋センター 体育館 南島原市南有馬吉川体育館 南島原市口之津体育館 南島原市口之津第一体育館 南島原市口之津第二体育館 南島原市加津佐宮原体育館 南島原市加津佐B&G海洋センター 体育館	1／2面（バレーボールコート1面） 1時間	200円
南島原市深江船津トレーニング場 南島原市布津第一体育館 南島原市布津第二体育館 南島原市西有家慈恩寺体育館 南島原市西有家見岳体育館 南島原市西有家長野体育館 南島原市北有馬田平体育館 南島原市北有馬坂下体育館 南島原市南有馬白木野体育館 南島原市南有馬古園体育館 南島原市南有馬梅谷体育館	全面（バレーボールコート1面） 1時間	200円

南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市深江体育館 2階卓球場	全面 1時間	100円
南島原市南有馬体育館 2階卓球場		

5 プール

名称	区分	金額
南島原市西有家B&G海洋センタープール	大人 1回	100円
南島原市加津佐B&G海洋センタープール	小人（中学生以下）	無料
南島原市南有馬運動公園プール	大人 1回	100円
南島原市口之津プール	小人（中学生以下3歳以上） 1回	50円

6 武道場

名称	単位	金額
南島原市布津ふるさと道場	1フロア 1時間	300円
南島原市南有馬武道館		
南島原市深江柔剣道場		
南島原市有家柔剣道場	1フロア 1時間	200円
南島原市加津佐B&G海洋センター 武道館		
南島原市布津ふるさと道場トレーニング室	1時間	100円

7 弓道場

名称	単位	金額
南島原市深江弓道場		
南島原市有家弓道場	1時間	50円
南島原市西有家弓道場		

南島原市加津佐弓道場		
------------	--	--

8 相撲場

名称	金額
南島原市深江相撲道場	無料
南島原市布津ふるさと道場 相撲場	
南島原市口之津相撲場	

9 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場

名称	金額
南島原市深江みどりが丘運動広場	(1) 昼間 無料 (2) 夜間 (照明利用時) 1時間 500円
南島原市深江小林第一運動広場	
南島原市深江小林第三運動広場	
南島原市深江須ノ崎運動広場	
南島原市深江瀬野運動広場	
南島原市深江瀬野第二運動広場	
南島原市深江馬場第一運動広場	
南島原市布津中央地区運動広場	
南島原市布津南部地区運動広場	
南島原市布津北部地区運動広場	
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場	
南島原市北有馬坂下地区運動広場	
南島原市南有馬ゲートボール場	
南島原市南有馬吉川地区運動広場	
南島原市南有馬白木野地区運動広場	
南島原市南有馬梅谷地区運動広場	

南島原市口之津運動広場	
南島原市加津佐ゲートボール場	

10 その他の施設

名称	単位	金額		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 イベント広場	1団体 半日	5,000円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 草スキー場	用具貸出 1回	100円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 わんぱく広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 ふれあい広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間(照明利用時) 1,000円		
南島原市多目的運動広場 芝生広場	全面 1時間	一般 800円		
		高校生以下 400円		
南島原市多目的運動広場 屋内交流広場	全面 1時間	200円		
南島原市多目的運動広場 多目的交流室	1時間	300円		
南島原市加津佐B & G海洋センター 船艇等備品	器材名	単位	金額	乗員
	OPヨット	1艇 1時間	100円	小学生2人、 中学生以上1人
	カヌー	1艇 1時間	100円	1人乗り
	ローボート	1艇 1時間	200円	4人乗り
	ウインドサーフィン	1艇 1時間	500円	1人乗り
	スタンドアップパドル	1艇 1時間	500円	1人乗り

	ボード			
--	-----	--	--	--

備考

- 1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。
- 4 南有馬武道館の冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。ただし、冷暖房使用料は、免除の対象としない。
- 5 有家総合運動公園多目的芝生広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、昼間の利用については1時間当たり500円、夜間（照明利用時）の利用については1時間当たり5,000円とする。
- 6 南島原市多目的運動広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、この表の額の5倍の額とする。

議案第 27 号

南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日に、南島原市体育協会から南島原市スポーツ協会に名称が変更となったため所要の改正を行うもの。

令和 3 年 5 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
南島原市社会体育施設条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第29号）の
一部を次のように改正する。

第5条第2号中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

様式第1号を次のように改める。

南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料の免除) 第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>市スポーツ協会</u>が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。 (3)～(7) 略</p>	<p>(使用料の免除) 第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>市体育協会</u>が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。 (3)～(7) 略</p>

新

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

住所 氏名 (印)
申請者 電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名	利用者数	人	
団体代表者氏名	電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()		
利用目的	コート		
利用日時	月	照明利用	利用時間
	日	日	時 分 ~ 時 分
	日	日	時 分 ~ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間 × 回数	円 = 合計
		時間 × 回数	円 = 円
備考	受付者		

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

旧

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

住所 氏名 (印)
申請者 電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名	利用者数	人	
団体代表者氏名	電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()		
利用目的	コート		
利用日時	月	照明利用	利用時間
	日	日	時 分 ~ 時 分
	日	日	時 分 ~ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間 × 回数	円 = 合計
		時間 × 回数	円 = 円
備考	受付者		

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

改正

平成18年8月29日教育委員会規則第40号

平成28年3月28日教育委員会規則第14号

南島原市社会体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理員)

第2条 南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）に管理員を置くことができる。

(利用の申請)

第3条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、体育施設の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 プールを個人で利用するときは、前条及び前項の規定にかかわらず、プール利用者名簿に必要な事項を記入するものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (4) 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。
- (5) 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。
- (6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第7条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施設点検を行うこと。

- (6) ごみ(缶、ビン等)は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第8条 体育施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、現に利用している体育施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第10条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第16条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第1号」とあるのは「様式第1号に準じて指定管理者が定める様式」と、第4条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第2号」とあるのは「様式第2号に準じて指定管理者が定める様式」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第12条ただし書」とあるのは「第19条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「様式第3号」とあるのは「様式第3号に準じて指定管理者が定める様式」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第10条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例施行規則(昭和58年深江町規則第11号)、深江町町民運動場使用規則(昭和53年深江町教育委員会規則第3号)、有家町社会体育施設の管理使用に関する規則(昭和56年有家町教育委員会規則第1号)、西有家町社会体育施設の管理使用に関する規則(昭和57年西有家町教育委員会規則第2号)、西有家町B&G海洋センター規則(昭和57年西有家町教育委員会規則第3号)、西有家町見岳地区社会体育用プール管理規則(昭和60年西有家町教育委員会規則第2号)、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例施行規則(平成17年北有馬町規則第3号)、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例施行規則(平成6年北有馬町規則第6号)、南有馬町運動公園使用規則(昭和58年南有馬町教育委員会規則第1号)、南有馬町武道館使用規則(平成15年南有馬町教育委員会規則第3号)、南有馬町民プール管理運営規則(平成3年南有馬町教育委員会規則第2号)、口之津町体育施設の管理規則(昭和53年口之津町教育委員会規則第4号)、口之津町民プール規則(昭和63年口之津町教育委員会規則第1号)、加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例施行規則

(平成15年加津佐町規則第8号)、加津佐町B&G海洋センター使用規則(昭和55年加津佐町教育委員会規則第8号)又は加津佐町弓道場使用規則(平成10年加津佐町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年8月29日教育委員会規則第40号)
この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日教育委員会規則第14号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第3号 (第6条関係)

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住所
団体名
氏名
電話

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1	利用予定年月日	年 月 日
2	納付年月日	年 月 日
3	利用を取り止めた施設	
4	利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第 28 号

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部
を改正する規則について

提案理由

令和3年4月1日に、南島原市体育協会から南島原市スポーツ協会に名称が
変更となったため所要の改正を行うもの。

令和3年5月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

南島原市教育委員会 様

年 月 日

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名			利用者数	人		
団体代表者氏名			電話番号			
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()				面	
利用目的					コート	
利用日時	月				照明利用	利用時間
	日	日	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	日	日	時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間 × 回 ×	円 =	円	合計	
		時間 × 回 ×	円 =	円		
備考					受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

附 則

この規則は、令和3年5月26日から施行する。

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料の免除) 第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>市スポーツ協会</u>が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。 (3)～(7) 略</p>	<p>(使用料の免除) 第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>市体育協会</u>が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。 (3)～(7) 略</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

南島原市教育委員会 様

年 月 日

住所 氏名 電話番号 () 印
申請者

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名 団体代表者氏名	利用者数 電話番号	人
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()	面
利用目的	月	コート
利用日時	照明利用	利用時間
使用料 考	時間 × 回数 × 円 = 時間 × 回数 × 円 =	合計 円 円
備	受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

旧

様式第1号 (第4条関係)

南島原市教育委員会 様

年 月 日

住所 氏名 電話番号 () 印
申請者

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名 団体代表者氏名	利用者数 電話番号	人
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()	面
利用目的	月	コート
利用日時	照明利用	利用時間
使用料 考	時間 × 回数 × 円 = 時間 × 回数 × 円 =	合計 円 円
備	受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

○南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第30号

改正

平成28年3月28日教育委員会規則第15号

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例（平成18年南島原市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理員)

第2条 南島原市みそ五郎の森総合公園（以下「みそ五郎公園」という。）に管理員を置くことができる。

(休業日及び利用時間)

第3条 みそ五郎公園の休業日及び利用時間は、次のとおりとする。

(1) 休業日 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 利用時間 午前9時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休業日及び利用時間を変更することができる。

(利用の申請)

第4条 みそ五郎公園（附属設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、みそ五郎公園の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の免除)

第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。

(2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。

(3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会で利用するとき。

(4) 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。

(5) 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。

(6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。

(7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第8条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。

- (2) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第9条 みそ五郎公園を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第10条 教育委員会は、みそ五郎公園の管理上必要があると認めるときは、現に利用しているみそ五郎公園に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第11条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市はその責めを負わない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西有家町みそ五郎の森総合公園管理条例施行規則（平成13年西有家町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						利用者数	人	
団体代表者氏名						電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()						面	
利用目的							コート	
利用日時	月					照明利用	利用時間	
	日	日	日	日	日		時 分～時 分	
	日	日	日	日	日		時 分～時 分	
使用料	有料・免除 (理由)	時間 ×	回 ×	円 =	円	合計		
		時間 ×	回 ×	円 =	円	円		
備考							受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

様式第3号 (第7条関係)

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
 団体名
 氏 名 ㊟
 電 話

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1	利用予定年月日	年 月 日
2	納付年月日	年 月 日
3	利用を取り止めた施設	
4	利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第29号

南島原市小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

令和3年4月1日に、南島原市体育協会から南島原市スポーツ協会に名称が変更となったため所要の改正を行うもの。

令和3年5月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						利用者数	人				
団体代表者氏名						電話番号					
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()					面					
利用目的						コート					
利用日時	月					照明利用	利用時間				
	日	日	日	日	日		時	分	～	時	分
	日	日	日	日	日		時	分	～	時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円=	円	合計					
		時間×	回×	円=	円		円				
備考						受付者					

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

附 則

この規則は、令和3年5月26日から施行する。

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料の免除) 第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>市スポーツ協会</u>が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。 (3)～(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除) 第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>市体育協会</u>が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。 (3)～(7) (略)</p>

新

様式第1号 (第3条関係)

南島原市教育委員会 様

年 月 日

住所
氏名
電話番号 () () ()

申請者

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名	利用者数	人
団体代表者氏名	電話番号	
利用施設名	(1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明) (3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明) (5 体育館 6 武道館 7 弓道場) (8 その他)	
利用目的	コート	
利用日時	月	利用時間
	日 日 日 日 日 日	時 分 ~ 時 分
	日 日 日 日 日 日	時 分 ~ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	合計
	時間 × 回数 × 円 = 時間 × 回数 × 円 =	円 円
備考	受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

旧

様式第1号 (第3条関係)

南島原市教育委員会 様

年 月 日

住所
氏名
電話番号 () () ()

申請者

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名	利用者数	人
団体代表者氏名	電話番号	
利用施設名	(1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明) (3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明) (5 体育館 6 武道館 7 弓道場) (8 その他)	
利用目的	コート	
利用日時	月	利用時間
	日 日 日 日 日 日	時 分 ~ 時 分
	日 日 日 日 日 日	時 分 ~ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	合計
	時間 × 回数 × 円 = 時間 × 回数 × 円 =	円 円
備考	受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

○南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第32号

改正

平成28年3月28日教育委員会規則第16号

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例（平成18年南島原市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放日及び利用時間)

第2条 社会体育活動等のために利用できる学校施設（以下「学校体育施設」という。）の開放日及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請)

第3条 学校体育施設（附属設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、学校体育施設の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 プールを個人で利用するときは、前条及び前項の規定にかかわらず、プール利用者名簿に必要な事項を記入するものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (4) 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。
- (5) 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。
- (6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第7条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第8条 学校体育施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 教育委員会は、学校体育施設の管理上必要があると認めるときは、現に利用している体育施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第10条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校体育施設の使用に関する規則（昭和58年深江町教育委員会規則第1号）、有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和56年有家町教育委員会規則第1号）、西有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和57年西有家町教育委員会規則第2号）、北有馬町立小中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和51年北有馬町教育委員会規則第1号）、南有馬町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年南有馬町教育委員会規則第2号）、口之津町体育施設の管理規則（昭和53年口之津町教育委員会規則第4号）、加津佐町立小・中学校体育館使用規則（昭和56年加津佐町教育委員会規則第3号）又は加津佐町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年加津佐町教育委員会規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校体育施設の種類	開放日	開放時間	
体育館	1 / 4～12 / 28	平日	18 : 00～22 : 00
		学校休業日	9 : 00～22 : 00
グラウンド（夜間照明施設を設置している学校）	1 / 4～12 / 28	平日	18 : 00～22 : 00
		学校休業日	9 : 00～22 : 00

グラウンド（夜間照明施設を設置していない学校）	1 / 4 ~ 12 / 28	平日	18 : 00 ~ 日没
		学校休業日	9 : 00 ~ 日没
テニスコート	1 / 4 ~ 12 / 28	平日	18 : 00 ~ 22 : 00
		学校休業日	9 : 00 ~ 22 : 00
プール	7 / 1 ~ 9 / 30	教育委員会が別に定める	

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						利用者数	人			
団体代表者氏名						電話番号				
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()					面				
利用目的						コート				
利用日時	月					照明利用	利用時間			
	日	日	日	日	日		時	分	時	分
	日	日	日	日	日		時	分	時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×		回×	円=	円	合計			
		時間×	回×	円=	円	円				
備考						受付者				

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

様式第3号 (第6条関係)

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
 団体名
 氏 名
 電 話

印

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1	利用予定年月日	年 月 日
2	納付年月日	年 月 日
3	利用を取り止めた施設	
4	利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第30号

南島原市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

令和3年4月1日に、南島原市体育協会から南島原市スポーツ協会に名称が変更となったため所要の改正を行うもの。

令和3年5月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市体育協会補助金交付要綱（平成18年南島原市告示第165号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市スポーツ協会補助金交付要綱

第1条中「南島原市体育協会（以下「体育協会」を「南島原市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」に改め、同条中「南島原市体育協会補助金」を「南島原市スポーツ協会補助金」に改める。

第2条第1号、第2号及び第5号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

第4条第1項第1号中「体育協会補助金事業計画書」を「スポーツ協会補助金事業計画書」に改め、同項第2号中「体育協会補助金収支予算書」を「スポーツ協会補助金収支予算書」に改める。

第5条第1号中「体育協会補助金収支精算書」を「スポーツ協会補助金収支精算書」に改める。

第6条第1号中「体育協会補助金概算払（前金払）請求書」を「スポーツ協会補助金概算払（前金払）請求書」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

年度 スポーツ協会補助金事業計画書

事業目的	
事業の概要	

様式第2号 (第4条関係)

年度 スポーツ協会補助金収支予算書

団体名

収入

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

様式第3号 (第5条関係)

年度 スポーツ協会補助金収支精算書

団体名

収入

単位：円

費目	決算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	決算額	説明
合計		

様式第4号 (第6条関係)

年度 スポーツ協会補助金概算払 (前金払) 請求書

一金 円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市スポーツ協会補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長 様

請求者

住 所

氏 名



附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行し、改正後の南島原市スポーツ協会補助金交付要綱の規定は、令和3年度の予算に係る南島原市スポーツ協会補助金から適用する。

南島原市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>南島原市スポーツ協会補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 市は、市の体育・スポーツの振興、市民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及を図るため、<u>南島原市スポーツ協会</u>（以下「<u>スポーツ協会</u>」という。）の運営に必要な経費に対し、<u>南島原市スポーツ協会補助金</u>（以下「<u>補助金</u>」という。）を交付するものとし、その交付については、<u>南島原市補助金等交付規則</u>（平成18年南島原市規則第35号。以下「<u>規則</u>」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 補助対象経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>スポーツ協会の組織運営に要する経費</u></p> <p>(2) 加盟する競技団体の運営及び加盟する団体又は<u>スポーツ協会</u>が支援する団体が行う大会開催のために交付する経費</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>スポーツ協会</u>が負担する長崎県及び島原半島の大会のための負担金</p> <p>(6) (略)</p> <p>(申請書に添付すべき書類等)</p> <p>第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>スポーツ協会補助金事業計画書</u>（様式第1号）又はこれに代わる書類</p> <p>(2) <u>スポーツ協会補助金収支予算書</u>（様式第2号）又はこれに代わる書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。</p> <p>(1) <u>スポーツ協会補助金収支精算書</u>（様式第3号）又はこれに代わる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 この補助金は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払又は</p>	<p>南島原市体育協会補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 市は、市の体育・スポーツの振興、市民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及を図るため、<u>南島原市体育協会</u>（以下「<u>体育協会</u>」という。）の運営に必要な経費に対し、<u>南島原市体育協会補助金</u>（以下「<u>補助金</u>」という。）を交付するものとし、その交付については、<u>南島原市補助金等交付規則</u>（平成18年南島原市規則第35号。以下「<u>規則</u>」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 補助対象経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>体育協会の組織運営に要する経費</u></p> <p>(2) 加盟する競技団体の運営及び加盟する団体又は<u>体育協会</u>が支援する団体が行う大会開催のために交付する経費</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>体育協会</u>が負担する長崎県及び島原半島の大会のための負担金</p> <p>(6) (略)</p> <p>(申請書に添付すべき書類等)</p> <p>第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>体育協会補助金事業計画書</u>（様式第1号）又はこれに代わる書類</p> <p>(2) <u>体育協会補助金収支予算書</u>（様式第2号）又はこれに代わる書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。</p> <p>(1) <u>体育協会補助金収支精算書</u>（様式第3号）又はこれに代わる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 この補助金は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払又は</p>

新	旧
<p>前金払に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ協会補助金概算払 (前金払) 請求書 (様式第4号)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>前金払に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 体育協会補助金概算払 (前金払) 請求書 (様式第4号)</p> <p>(2) (略)</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

年度 スポーツ協会補助金事業計画書

事業目的	
事業の概要	

旧

様式第1号 (第4条関係)

年度 体育協会補助金事業計画書

事業目的	
事業の概要	

新

様式第2号 (第4条関係)

年度 スポーツ協会補助金収支予算書

団体名

収入	費目	予算額	説明	単位:円
合計				

支出	費目	予算額	説明	単位:円
合計				

旧

様式第2号 (第4条関係)

年度 体育協会補助金収支予算書

団体名

収入	費目	予算額	説明	単位:円
合計				

支出	費目	予算額	説明	単位:円
合計				

新

様式第3号 (第5条関係)

年度 スポーツ協会補助金収支精算書

団体名

収入	費目	決算額	説明	単位：円
	合計			

支出

支出	費目	決算額	説明	単位：円
	合計			

旧

様式第3号 (第5条関係)

年度 体育協会補助金収支精算書

団体名

収入	費目	決算額	説明	単位：円
	合計			

支出

支出	費目	決算額	説明	単位：円
	合計			

新	旧
<p>様式第4号 (第6条関係) 年度 スポーツ協会補助金概算私 (前金私) 請求書</p> <p>一金 円也</p> <p>年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市スポーツ協会補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。</p> <p>年 月 日 南島原市長 様</p> <p>請求者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	<p>様式第4号 (第6条関係) 年度 体育協会補助金概算私 (前金私) 請求書</p> <p>一金 円也</p> <p>年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市体育協会補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。</p> <p>年 月 日 南島原市長 様</p> <p>請求者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>

南島原市スポーツ協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市の体育・スポーツの振興、市民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及を図るため、南島原市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の運営に必要な経費に対し、南島原市スポーツ協会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ協会の組織運営に要する経費
- (2) 加盟する競技団体の運営及び加盟する団体又はスポーツ協会が支援する団体が行う大会開催のために交付する経費
- (3) 南島原市民スポーツ大会開催経費
- (4) 長崎県民体育大会への派遣費
- (5) スポーツ協会が負担する長崎県及び島原半島の大会のための負担金
- (6) その他競技力向上やスポーツ振興のための経費

(補助額)

第3条 補助額は、前条に規定する経費の範囲内とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ協会補助金事業計画書（様式第1号）又はこれに代わる書類
- (2) スポーツ協会補助金収支予算書（様式第2号）又はこれに代わる書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

- (1) スポーツ協会補助金収支精算書（様式第3号）又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払又は前金払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ協会補助金概算払（前金払）請求書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(取得財産等の管理)

第7条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産については、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図るとともに、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度 スポーツ協会補助金事業計画書

事業目的	
事業の概要	

様式第2号 (第4条関係)

年度 スポーツ協会補助金収支予算書

団体名

収入

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

様式第3号 (第5条関係)

年度 スポーツ協会補助金収支精算書

団体名

収入

単位：円

費目	決算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	決算額	説明
合計		

様式第4号（第6条関係）

年度 スポーツ協会補助金概算私（前金私）請求書

一金 円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市スポーツ協会補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長 様

請求者

住 所

氏 名

㊟

議案第 31 号

南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日に、財団法人長崎県体育協会から公益財団法人長崎県スポーツ協会に名称が変更となったため所要の改正を行うもの。

令和 3 年 5 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱（平成20年南島原市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財団法人長崎県体育協会」を「公益財団法人長崎県スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行し、改正後の南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の規定は、令和3年度の予算に係る南島原市スポーツ大会出場激励補助金から適用する。

南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象大会等) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人長崎県スポーツ協会が推薦し参加させる九州大会及び全国大会並びに市長が特に必要と認める大会等については、補助の対象とすることができる。</p>	<p>(補助対象大会等) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、財団法人長崎県体育協会が推薦し参加させる九州大会及び全国大会並びに市長が特に必要と認める大会等については、補助の対象とすることができる。</p>

改正

平成24年4月27日告示第59号

南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市の社会体育・スポーツの振興を図るため、市民がスポーツに関する各種大会等に参加するために要する経費に対し、予算の定めるところにより、南島原市スポーツ大会出場激励補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人（小中学生を除く。）及び団体（小中学生で組織された団体を除く。）であって、次条に規定する大会等に参加登録した個人又は団体のうち選手、監督及びコーチとする。ただし、監督、コーチの総数は最大2人以内とする。

(補助対象大会等)

第3条 補助の対象となる大会等は、国、地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会であって、県内及び九州内の予選を経て県代表及び九州代表として出場する九州大会（西日本大会を含む。以下同じ。）及び全国大会並びに国内の予選を経て日本代表として出場する国際大会とする。ただし、次に掲げる大会等については、補助の対象としない。

- (1) 学校体育団体が主催する大会又は学校活動の一環として開催される大会
- (2) 全国スポーツレクリエーション祭
- (3) 九州の一部の県が対象となる九州大会及び全国大会
- (4) 国内外において国際大会と称し交流を目的とする大会

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人長崎県スポーツ協会が推薦し参加させる九州大会及び全国大会並びに市長が特に必要と認める大会等については、補助の対象とすることができる。

(補助の回数の制限)

第4条 補助の回数は、同一の競技種目で九州大会及び全国大会に複数回参加する場合は、当該年度内において、それぞれ1回までとする。

(補助対象人数)

第5条 補助の対象となる人数（以下「補助対象人数」という。）は、参加する大会等の要綱の規定に基づき提出される参加登録の名簿により決定するものとする。

(補助額)

第6条 補助金として交付する額は、次の各号に定める1人当たりの額に前条による補助対象人数を乗じて得た額とする。ただし、出場する大会等の主催者、各種体育・スポーツ団体又は公共団体等から補助又は類似する補助金の交付を受ける場合は、その相当額を控除した額の範囲内とする。ただし、島原半島内で開催される大会においては、2,000円を上限とする。

- (1) 九州大会 1万円
- (2) 全国大会 2万円

- (3) 国際大会 3万円
(申請書に添付すべき書類等)

第7条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市スポーツ大会出場激励補助金事業計画書 (様式第1号)
- (2) 南島原市スポーツ大会出場激励補助金収支予算書 (様式第2号)
- (3) 参加者名簿 (大会申込みの写し)
- (4) 参加する大会の実施要綱及び組合せ表
- (5) 出場権利を得た経緯のわかる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長の定める申請書を提出することができる時期は、大会等の始まる日の前14日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、大会等終了後30日とする。

- (1) 南島原市スポーツ大会出場激励補助金収支精算書 (様式第3号)
- (2) 大会記録
- (3) 写真 (補助対象人数の確認できるもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付請求書 (概算払) (様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月27日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成24年4月27日告示第59号)

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

南島原市スポーツ大会出場激励補助金事業計画書

事業目的	
事業の概要	
事業名	
団体・個人名	
代表者名	
実施期日	
開催地	
事業概要詳細：	

様式第2号 (第7条関係)

南島原市スポーツ大会出場激励補助金収支予算書

団体・個人名 _____

収入

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

様式第3号 (第8条関係)

南島原市スポーツ大会出場激励補助金収支精算書

団体・個人名 _____

収入

単位：円

費目	精算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	精算額	説明
合計		

様式第4号 (第9条関係)

南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付請求書 (概算払)
(大会名:)

一金 円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市
スポーツ大会出場激励補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則
第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長 様

請求者 住 所

氏 名



振込先

金融機関

支店名

口座種類 普...通...・...当...座 口座番号

ふりがな
口座名義人

議案第32号

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

令和2年4月1日に、財団法人長崎県体育協会から公益財団法人長崎県スポーツ協会に名称が変更となったため所要の改正を行うもの。

令和3年5月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱（平成20年南島原市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財団法人長崎県体育協会」を「公益財団法人長崎県スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行し、改正後の南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の規定は、令和3年度の予算に係る南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金から適用する。

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象大会等) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人長崎県スポーツ協会が推薦し参加させる九州大会及び全国大会並びに市長が特に必要と認める大会等については、補助の対象とすることができる。</p>	<p>(補助対象大会等) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、財団法人長崎県体育協会が推薦し参加させる九州大会及び全国大会並びに市長が特に必要と認める大会等については、補助の対象とすることができる。</p>

改正

平成24年4月27日告示第60号

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、南島原市に在住する小中学校の児童及び生徒を対象として、社会体育・スポーツの振興を図るため開催されるスポーツに関する各種大会等に出場する個人及び団体に対して、予算の定めるところにより、南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人及び団体であって、次条に規定する大会等に参加登録した個人又は団体のうち、選手、監督、コーチ又は引率者とする。ただし、監督、コーチの総数は最大2人以内とする。また、引率者は大会に出場する児童及び生徒が個人で参加し、監督及びコーチが帯同できない場合に限り1人までとする。

(補助対象大会等)

第3条 補助の対象となる大会等は、国、地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会であって、市内等の地区予選を経て出場する長崎県内の離島で開催される県大会、県内の予選を経て県代表として出場する九州大会（西日本大会を含む。以下同じ。）及び全国大会とする。ただし、次に掲げる大会等については、補助の対象としない。

- (1) 学校体育団体が主催する大会又は学校活動の一環として開催される大会
- (2) 全国スポーツレクリエーション祭
- (3) 一部の地域が対象となる県大会
- (4) 九州の一部の県が対象となる九州大会及び全国大会

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人長崎県スポーツ協会が推薦し参加させる九州大会及び全国大会並びに市長が特に必要と認める大会等については、補助の対象とすることができる。

(補助の回数の制限)

第4条 補助の回数は、同一の競技種目で県大会、九州大会及び全国大会に複数回参加する場合は、当該年度内において、それぞれ1回までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会等の参加に要する交通費、宿泊費及び食事代とし、その算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費 特別料金を除く実費とする。ただし、宿舎から試合会場までの移動については原則として公共の交通機関を利用することとする。また、自家用車・バス等の借上料等については、第2条に規定する補助対象者の人数に応じて按分した額とするものとする。
- (2) 宿泊費 実費。ただし、1人当たり1日につき上限7,000円とする。
- (3) 食事代 1人当たり1日につき1,000円とする。

2 補助の対象となる人数は、参加する大会等の要綱の規定に基づき提出される参加登録の名簿により決定するものとする。

3 各種体育・スポーツ団体等から補助を受ける場合にあつては、それらを減額した額を補助対象経費とする。

(補助率及び補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、予算の範囲内で市長が認める額とする。ただし、1大会当たり100万円を限度とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(申請書に添付すべき書類等)

第7条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金事業計画書(様式第1号)又はこれに代わる書類
- (2) 南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金収支予算書(様式第2号)又はこれに代わる書類
- (3) 参加者名簿(大会申込みの写し)
- (4) 参加する大会の実施要綱及び組合せ表
- (5) 出場権利を得た経緯のわかる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、大会等の始まる日の前14日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、大会等終了後30日とする。

- (1) 南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金収支精算書(様式第3号)及び領収書等支出の確認できる書類
- (2) 大会記録
- (3) 写真(補助対象人数の確認できるもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付請求書(概算払)(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月27日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成24年4月27日告示第60号)

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金事業計画書

事業目的	
事業の概要	
事業名	
団体・個人名	
代表者名	
実施期日	
開催地	
事業概要詳細：	

様式第2号 (第7条関係)

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金収支予算書

団体・個人名 _____

収入

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	予算額	説明
合計		

様式第3号 (第8条関係)

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金収支精算書

団体・個人名 _____

収入

単位：円

費目	精算額	説明
合計		

支出

単位：円

費目	精算額	説明
合計		

様式第4号 (第9条関係)

南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付請求書 (概算払)
(大会名:)

一金 円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市
小中学生スポーツ大会出場補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付
規則第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長 様

請求者 住 所

氏 名



振込先

金融機関

支店名

口座種類 普...通...・...当...座 口座番号

ふりがな
口座名義人

議案第 33 号

南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

提案理由

南島原市立学校給食センター条例第 4 条及び南島原市立学校給食センター条例施行規則第 7 条の規定により、南島原市学校給食運営審議会委員を委嘱したいので提案する。

令和 3 年 5 月 26 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

令和3年度南島原市学校給食運営審議会委員名簿

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日

NO	区分	氏名	備考
1	関係学校長	菅 秀康	食育推進ブロック代表校長
2		藤田 哲夫	自校方式調理場代表校長
3	関係学校PTA代表	小林 和国	市PTA連合会副会長
4		船戸 理恵	市PTA連合会母親委員長
5	学識経験者	山本 忠喜	前学校給食会長
6		塩田 絹代	教育委員